

地域社会学会 学会賞選考規定

(趣旨)

地域社会学をはじめ広く地域社会研究において優れた成果をあげた会員に対して、これを顕彰し、学会活動のさらなる発展に寄与する。

(優れた成果の判断基準)

- 1 地域社会学をはじめ地域社会研究のこれまでの理論的あるいは実証的な学術的水準を顕著に高めたもの。
- 2 地域社会の現実をリアルに解明し、社会問題および地域課題を鋭くとらえたもの。
- 3 地域社会に対する政策提言や地域の運動への貢献において優れたもの。

(賞の種類と対象)

- 1 賞として、地域社会学会賞、地域社会学会奨励賞を設ける。
- 2 いずれの賞も、会員の研究成果を対象とする。
- 3 授賞は年1回とする。ただし、「該当者無し」の場合もある。
- 4 地域社会学会賞には、個人著書部門と共同研究部門を設ける。

個人著書部門は、単独執筆による非常に優れた著作、報告書(モノグラフを含む)、政策提言書に与えられる。

共同研究部門は、会員が編者として研究上のリーダーシップをとった共同研究で、研究書が会員によっておおむね半分程度執筆されている、非常に優れた著作、報告書(モノグラフを含む)、政策提言書に与えられる。受賞者は明記された会員編者とする。ただし、会員執筆者は受賞作品の会員編者と題目を明記した上で、その分担執筆者であることを履歴記載することができる。

いずれも原則として1点とするが、甲乙つけがたい優れた成果があった場合は、その限りではない。

- 5 地域社会学会奨励賞には、個人著書部門、共同研究部門と論文部門を設ける。

個人著書部門は、単独執筆による優れた著作、報告書(モノグラフを含む)、政策提言書に与えられる。

共同研究部門は、会員が編者として研究上のリーダーシップをとった共同研究で、研究書が会員によっておおむね半分程度執筆されている、優れた著作、報告書(モノグラフを含む)、政策提言書に与えられる。受賞者は明記された会員編者とする。ただし、会員執筆者は受賞作品の会員編者と題目を明記した上で、その分担執筆者であることを履歴記載することができる。

論文部門は、学術雑誌に掲載された優れた論文に与えられる。

いずれも大学院修士課程修了者においては修了後15年以内の成果を対象とする。

いずれも原則として1点とするが、甲乙つけがたい優れた成果があった場合は、その限りではない。

(選考対象の推薦)

1 選考対象となる成果は、推薦委員の推薦によるものとする。会員の自薦、他薦によるものも同等に扱う。

2 推薦にあたっては次の事項を明記した推薦書（様式は問わない）を学会事務局宛に、配達を確認できる方法で送付する。

①学会賞、奨励賞の区別、②対象研究成果の題目、発行年月日、発行所あるいは掲載雑誌名・巻号、③著者・编者・編著者の氏名、所属、職位・学年次、奨励賞の場合は修士課程修了の有無と修了年月、④推薦者氏名、推薦理由（300字以内）。

3 対象となる刊行物の発行期間は、前年の6月1日からその年の5月31日とする。

4 推薦期間はその年の8月1日から9月30日（消印有効）までとする。

（選考委員会）

1 学会内に学会賞選考委員会を設置する。

2 選考委員の任期は2年とし、重任は原則として2年までとする。可能な限り、任期ごとに半数を交替する。

3 選考委員は8名以内とする。また、会員以外の自治体・市民団体等の現場研究者にも委嘱することができる。

4 委員は、理事会（大会時開催の）の推薦にもとづき会長が任命する。なお、選考委員会は次期選考委員候補者を理事会に提案することができる。

5 委員長は選考委員の互選による。

6 選考委員会は推薦委員を会員に委嘱する。

7 選考委員は選考対象を推薦することができない。

8 選考委員は、自らの業績が選考の対象となった場合は、当該部門の選考過程には参加しない。

（推薦委員）

1 推薦委員は2年任期とする。

2 推薦委員は10名程度とし、年齢、性、地域の構成上のバランスを考慮する。

（受賞対象の決定と公示）

1 選考委員会は、その年の10月より選考に入り、翌年の2月の理事会までに授賞対象を決定する。

2 選考委員会は、授賞対象とその評価理由を2月の理事会に報告する。

3 理事会は選考委員会の報告を受けて、授賞対象を正式決定する。

4 その決定を学会ホームページおよび会報によって公示する。

（表彰）

1 学会大会において表彰式を行なう。

（選考規定の改定）

1 この選考規定を改定する必要がある場合、理事会がそれを行なう。

付則

- 1 本規定は2007 年7月21 日より施行する。
- 2 初年度（2007 年度）については、（選考対象の推薦）5 推薦期間は、2007 年8月1日
から10月31 日（消印有効）までとする。
- 3 2009年2月7日、理事会による一部改訂。
- 4 2012年7月7日、理事会による一部改訂。
- 5 2018 年 5 月 12 日、理事会による一部改訂。
- 6 2021 年 2 月 22 日、理事会による一部改訂。